

# 指定外 医療機関で配偶者健診を受診される方へ 【A2】

配偶者健診のお申込みの手続きが完了いたしましたので、「指定外健康診断受診録(以下 受診録)」「健診実施についてのお願い(医療機関用)」「費用請求書」の3点をお送りいたします。

以下の内容をご確認のうえ受診してください。

## 【健診受診から補助金の請求手続きの流れ】

### 1. 健診受診

- 「指定外医療機関の方へ～健康診断実施についてのお願い～」と「受診録」を医療機関へ提出し、当組合の指定検査項目を受診して下さい。
- 健診費用を全額自費で支払い、領収書を忘れずに受領してください。

指定検査項目 男性：①～⑨ 女性：①～⑩

①問診・診察	②計測〔身長・体重・腹囲〕	③視力・聴力検査	④血圧
⑤胸部レントゲン	⑥尿検査〔蛋白・糖〕	⑦血球検査〔赤血球・ヘマクリット・ヘモグロビン〕	
⑧血液生化学検査〔空腹時血糖・HbA1c・クレアチニン・eGFR・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール・中性脂肪・尿酸・AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP〕		⑨心電図	
⑩子宮頸部細胞診(医師採取)			

### 2. 健診結果

- 医療機関が発行する数値と判定が入っている健診結果を受け取ってください。
- 医療機関で受診録に結果の転記ができない場合は「受診者」が受診録に転記してください。

### 3. 健診結果の報告と補助金の請求手続き

- 以下4点をまとめて当組合へ郵送でご提出ください。

- ① 費用請求書
- ② 領収書(原本)および領収明細書
- ③ 健診結果がすべて記入された『受診録(原本)』(A3用紙)
- ④ 医療機関発行の健診結果のコピー(数値及び判定が記入されているもの)複数ページにまたがるものは全てのページのコピーを提出してください。

※なお、ご提出いただいた書類は原則お返しきませんので、健診結果、領収書は必要に応じてコピーをとり、お手元に保管してください。

- 月末までに受付した分を、翌月末に指定の口座へ入金いたします。

補助金額などは組合から発送する「健診費用の支払いについて」を確認してください。

- 補助限度額を超えた費用については自己負担となります。補助限度額は次の通りです。

[ ・子宮頸部細胞診を実施した場合 ..... 11,000円以内  
  ・子宮頸部細胞診を実施していない場合 ..... 8,000円以内 ]

## ≪計算例≫

関東さん（33歳男性）：A2区分・文書料1,000円含む、8,000円（7,000円で計算）

百貨店さん（21歳女性）：A2区分・子宮頸部細胞診受診、13,000円

受診者	健診実費額	補助対象外	補助対象額	補助限度額	支払額
関東さん	8,000円	- 1,000円 =	7,000円 <	8,000円 →	7,000円
百貨店さん	13,000円	- 0円 =	13,000円 > 11,000円	→ 11,000円	11,000円

※指定検査項目以外のオプション検査や、転記料・文書料等の検査以外の費用は、補助の対象外です。

※補助対象額または補助限度額のいずれか少ない額が、支払額となります。

## ≪注意事項≫

- ・指定外医療機関で受診する場合、健診費用を全額自費にて支払い、後日健保組合へ費用請求手続きをしてください。東京23区内および、被扶養者の資格を失った日以降の受診分は請求対象外ですのでご注意ください。
- ・体調不良等によるキャンセル・日程変更のご連絡は直接医療機関に申し出ください。お送りした受診録は年度末までご使用できますので改めて申請いただく必要はありません。ただし、年度末までに受診されない場合、「受診録」は当組合までご返却ください。
- ・指定医療機関へ変更される場合は、指定外医療機関と実施方法が異なりますので当組合までご連絡ください。
- ・予約時に、医療機関で受診録に転記ができるか確認をしてください。医療機関で受診録に結果の転記ができない場合は受診者が受診録に転記してください。
- ・補助金の請求は該当年度内にご提出をお願いします。ただし、年度末の受診など該当年度内に請求が困難な場合は、請求漏れがないよう速やかに提出してください。
- ・提出書類に不備があった場合、事務処理が遅れることがあります。
- ・受診前日までに受診録の裏面にあります『必ずお読みください』を確認してください。
- ・受診前日や当日の飲食などについては、直接、医療機関へご確認ください。

★ご不明な点がございましたら健康管理係(03-3833-6143 平日のみ 10時～16時)までご連絡ください★